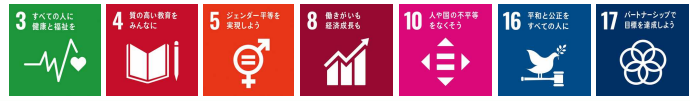


第3章 分野別施策の推進

1 男女共同参画に関する人権



基本目標：性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らせる社会づくり

【現状と課題】

我が国では、昭和60（1985）年に、女性であるという理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等の実現に貢献することを目的とした「女子差別撤廃条約」に批准した後、昭和61（1986）年に「男女雇用機会均等法」、平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」を施行し、女性の社会進出の促進を図ってきました。「男女共同参画社会基本法」には、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置づけられ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であると明文化されました。

さらに、平成27（2015）年に働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行、平成30（2018）年には、男女の候補者の数ができる限り均等になることをめざした「政治分野における男女平等参画の推進に関する法律」を施行し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

しかし、令和5（2023）年6月に世界経済フォーラム（WEF）が発表した、世界各国の男女格差の状況をまとめた「2023年版ジェンダーギャップ報告書」では、我が国は男女平等の達成度で、調査対象となった146カ国のうち、125位（前年は116位）と平成18（2006）年の発表開始以来、最低の順位になりました。

本町では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成18（2006）年に制定した「琴浦町男女共同参画推進条例」に基づき、平成20（2008）年に「第1次琴浦町男女共同参画プラン」、令和5年（2023）年3月には「第4次琴浦町男女共同参画プラン」を策定し、計画的に男女共同参画施策を推進しています。

しかし、令和4（2022）年に実施した町民意識調査の結果によると、男女の平等意識について、家庭生活、職場、学校教育、政治・行政等すべての分野において、全体で「男女平等」と回答した割合は、5割を上回る結果になりませんでした。さらに男女間で認識の違いがあることもわかります。地域活動や政策方針決定過程における女性の参画についても大きくは進んでいないことも課題です（図1参照）。家庭においても、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残り、家庭生活において家事の大半を女性が担っていることが、意識調査の結果から明らかになりました（図2、図3参照）。一人ひとりが望む生き方を認め・認められる社会をつくるために、あらゆる年齢層への男女共同参画への理解を深める啓発活動や、女性が職場や地域等で「自分らしく」活躍できる時間を確保するために、家庭の仕事は家族みんなで協力するように機運を高める必要があります。

また、DV^{※1}について1年以内に暴力を受けたことがある人の割合は、前回調査よりもやや増加しています（図4参照）。この背景には、暴力は身体的なものだけではなく、モラルハラスメント^{※2}など相手の心を傷つけるような精神的なものも暴力にあたること等、DVに対する理解が広まったことによる暴力の顕在化や、新型コロナウイルス感染症拡大の問題に起因して、生活不安・ストレスから暴力が増加したことが推測できます。前回調査では1年以内に被害を受けたと回答した人は全員が女性でしたが、今回調査では半数近くが男性でした。そのうち、女性のほとんどは「誰か・どこか」に相談したと回答した一方で、男性の半数近くは「誰にも相談しなかった」と回答しています（図5参照）。このことから、性別にかかわらず被害者を減らすこと、被害を受けた人が相談しやすい環境を整えることが必要です。

※1 DV（ドメスティックバイオレンス）

家庭内での暴力や攻撃的行動。典型的には夫婦間やパートナー間の暴力であり、被害者は女性であることが多い。

※2 モラルハラスメント

言葉や態度などによって、人の人格や尊厳を傷つけたり、精神的な苦痛を与えたりする行為。

図1 「男女平等に関する意識について」 【町男女共同参画に関する意識調査】（令和4年）

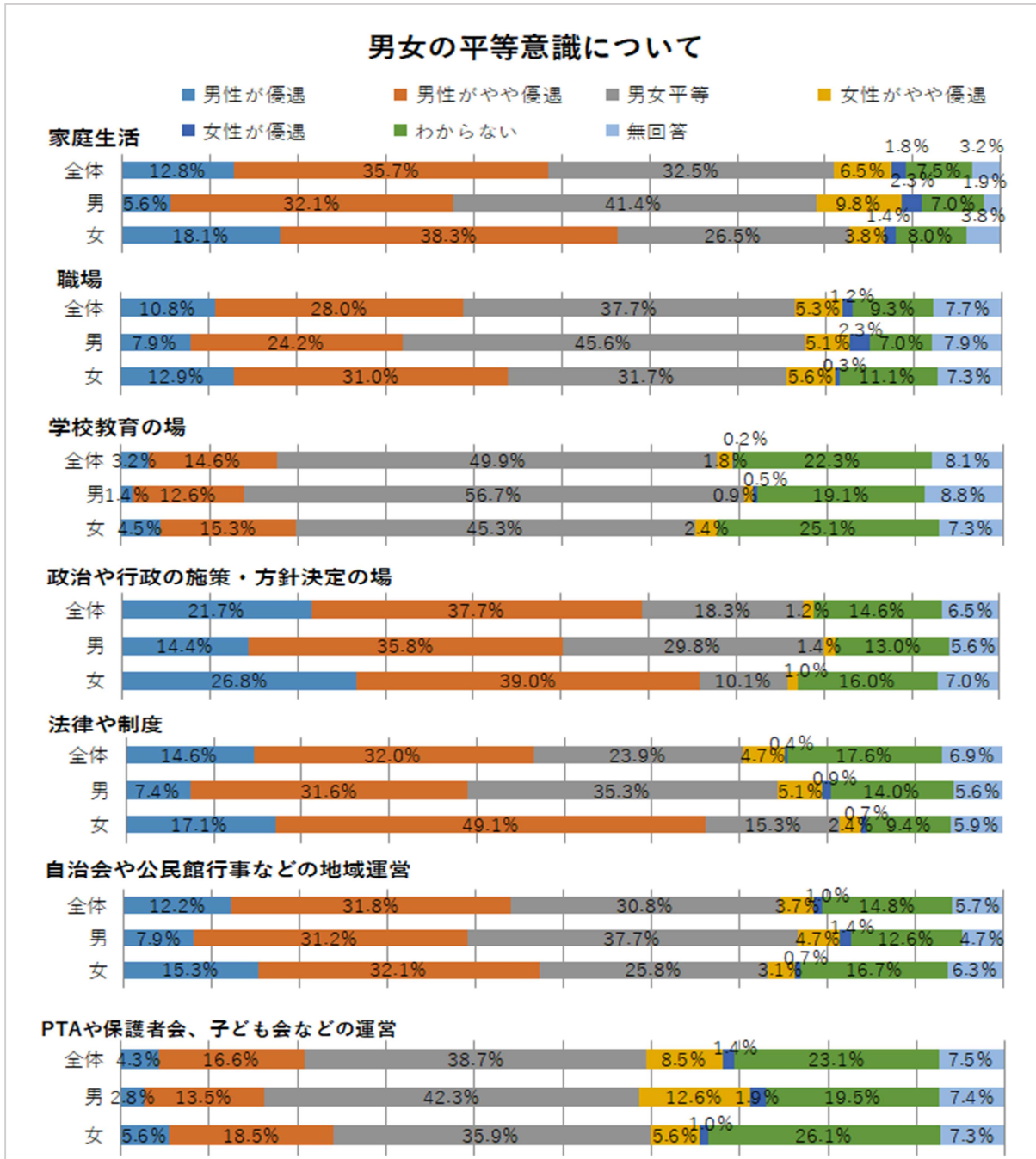


図2 「家庭における役割分担について」

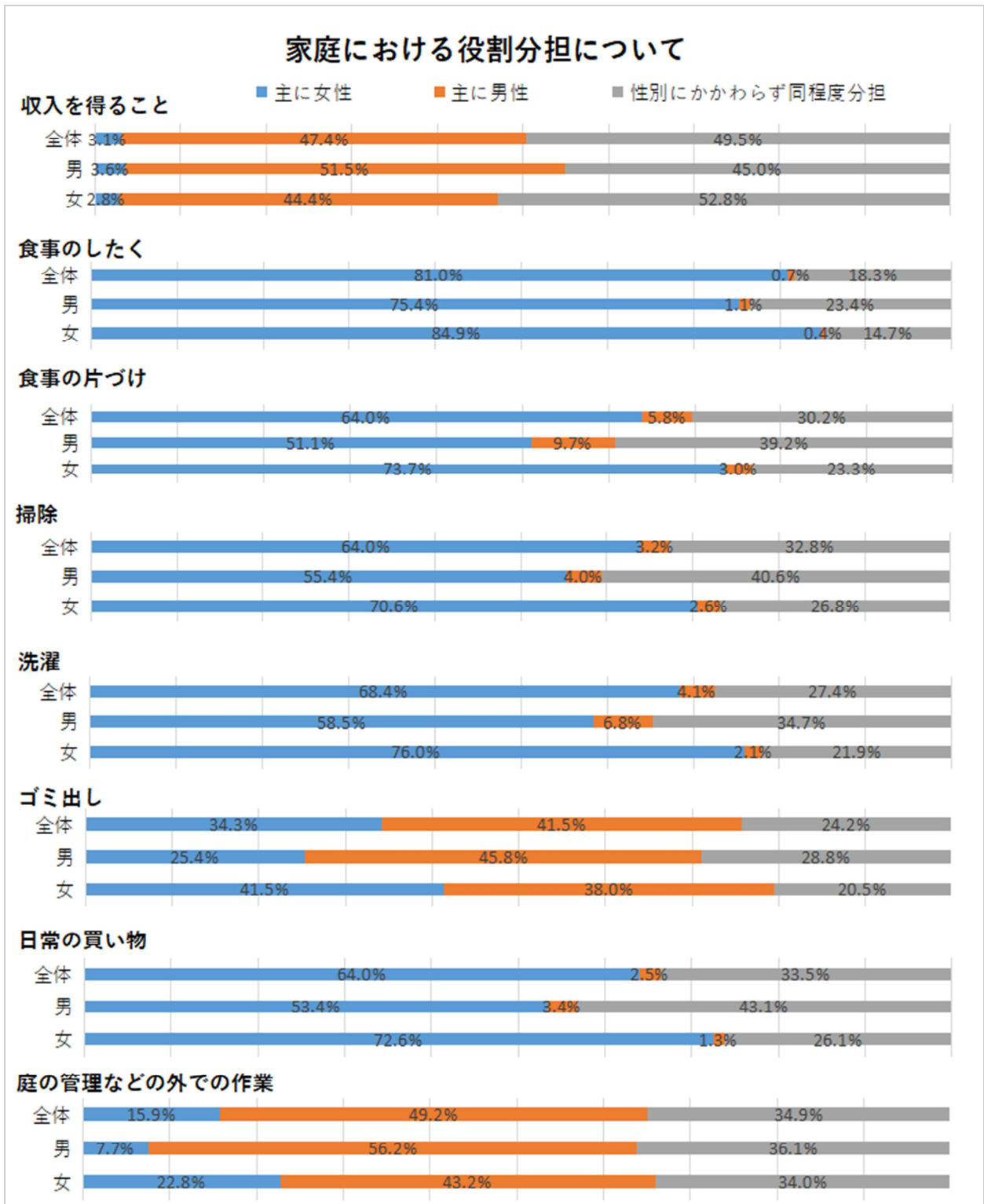


図3 「家庭における役割分担について」

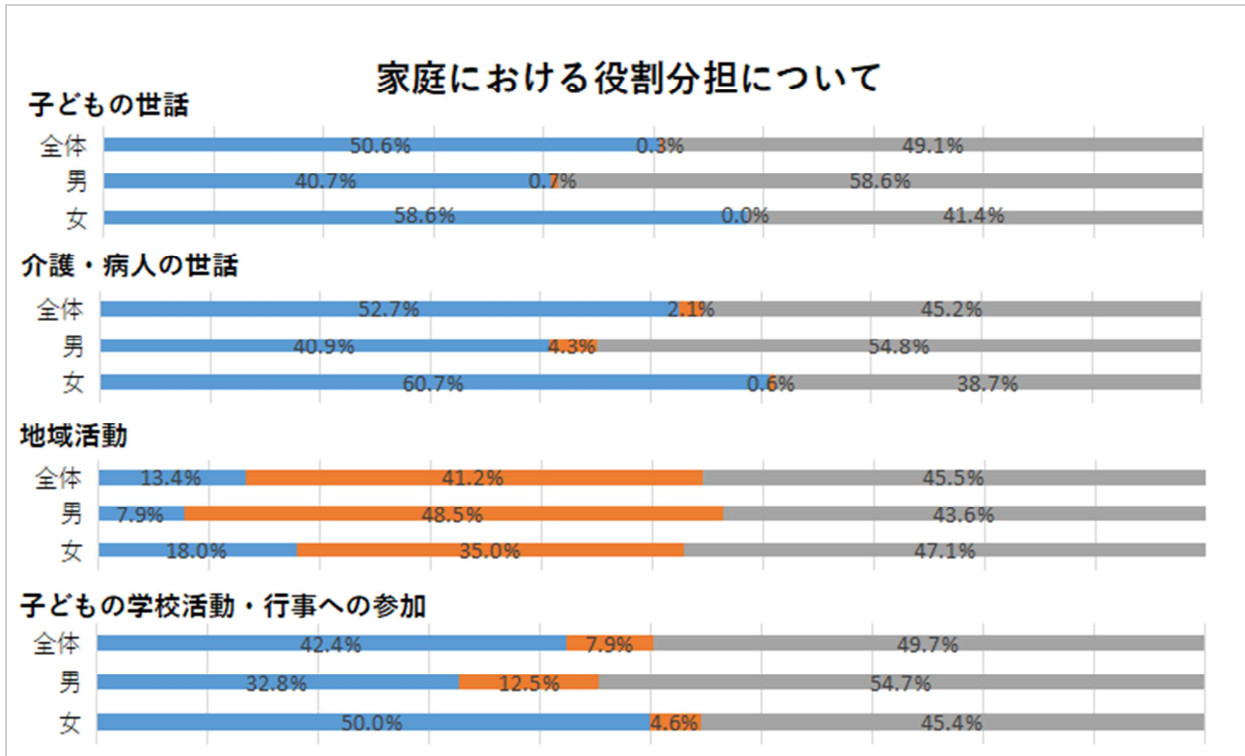


図4 「暴力の被害について」

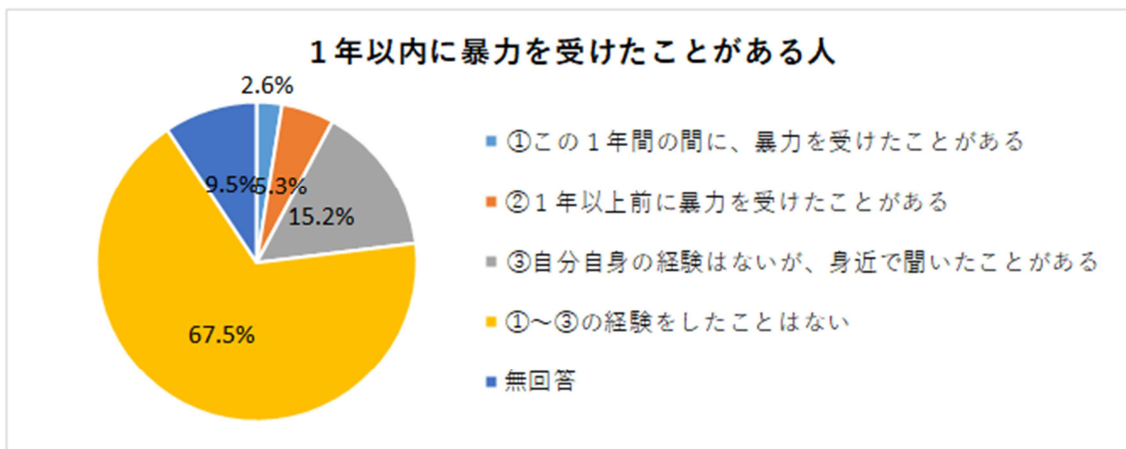
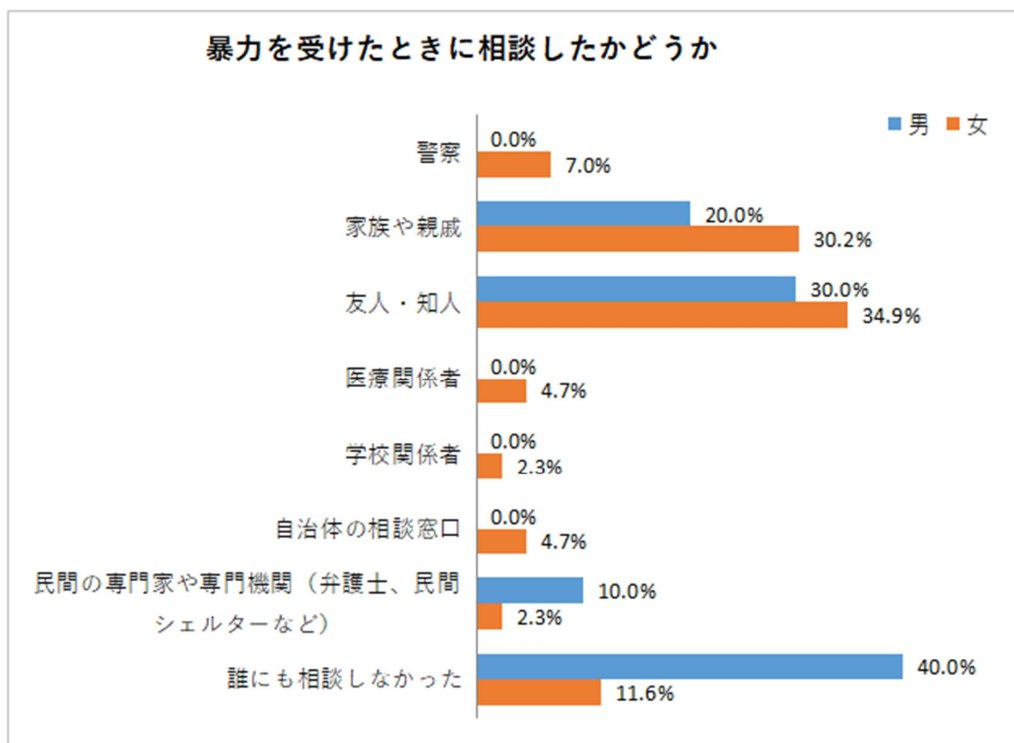


図5 「暴力を受けたときに相談したかどうか」



【施策の基本的方向】

1 男女共同参画への理解促進

- (1) あらゆる年齢層に理解促進に向けた啓発活動を行い、生涯を通じて、男女共同参画を学習できる機会を提供します。
- (2) 男女共同参画への理解を深め、一人ひとりが望む生き方を認め・認められる社会をつくるために、子どもの頃からの教育を進めます。

2 誰もが活躍できる環境づくりの推進

- (1) 家庭における女性の負担を軽減し、女性が職場や地域等で「自分らしく」活躍できるように、男性の家事・子育て・介護への参画を促進します。
- (2) 性別にかかわらず仕事と子育てや介護が両立できる支援を行います。
- (3) 一人ひとりが活躍できる職場環境づくりが進むよう企業等へ働きかけるとともに、妊娠から出産、子育て、介護や更年期等の時期に柔軟に働ける環境づくりを推進します。
- (4) 自治会等、地域社会活動における男女共同参画を推進します。
- (5) 政策・方針決定過程において、女性が意見や参加がしやすくなるよう取り組みます。

3 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進

- (1) 性差別や暴力による被害者をなくし、暴力を容認しない地域社会づくり及び相談しやすい環境づくりを行います。
- (2) 防災・災害復興において男女共同参画の視点を取り入れ、すべての人が安心して暮らすことができる環境を整えます。
- (3) 誰もが心身ともに健康でいられるよう、こころの健康（メンタルヘルス）を確保するための取り組みを推進します。
- (4) 多様な性への理解を促進し、お互いの違いを認め合い、多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

2 子どもの人権



基本目標：子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

【現状と課題】

平成6（1994）年に我が国が批准した「子どもの権利条約」では、子どもを人格を持つ1人の人間として認め、原則として大人と同じ権利を保障しています。さらに子どもを「発達する存在」としてとらえ、子ども独自の権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障しています。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、その人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。親などからの虐待により、中には死に至らしめるという痛ましい事件は後を絶ちません。また、最近の子どものいじめは、多様化が進み、SNS等の存在により、いじめが一層見えにくくなっている実態もあります。

さらに子どもの貧困問題については、厚生労働省が、令和5（2023）年に公表した子どもの相対的貧困率は11.5%で、その中でもひとり親世帯の貧困率は44.5%で、前回調査より改善がみられるものの、依然として深刻な状況にあります。

また、近年ではヤングケアラー^{*1}と言われる、家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもも問題になっており、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

このような状況の中、子どもの人権に関する法整備は徐々に進みつつあり、平成12（2000）年に「児童虐待防止法」の施行、平成25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策推進法」が施行され、近年では「児童福祉法」の一部改正により、平成28（2016）年に児童虐待の発生予防や、令和元（2019）年には児童の権利擁護などに重点が置かれ、地方自治体や児童相談所の体制強化が図られています。

令和5（2023）年4月1日に「こどもまんなか社会の実現」を目的として、こども家庭庁が発足しました。これまで、子どもに関する取り組みは、厚生労働省、文部科学省、内閣府などさまざまな省庁に分散されていました。こども家庭庁はそれらを一本化し、縦割り行政を解消することが期待されています。また、こども家庭庁の発足と同時に「こども基本法」が施行されました。この法律は、こども施策の基本理念を明確にしたもので、国や自治体に対し、子どもや若者の意見を聞くことを義務づけています。

本町においても平成17（2005）年に「琴浦町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成27（2015）年からは、総合的に子育て支援を進めていくための計画「琴浦すくすくプラン」を策定し、子育てが家庭・地域・学校・こども園等で相互協力して行えるよう総合的、計画的に施策を推進しているところです。琴浦すくすくプランの「要保護児童・障がい児・子どもの貧困等への対応」では、虐待やヤングケアラーなど子どもを取り巻く課題が複雑化・複合化していることから、庁舎内関係課及び児童相談所、医療機関、民生・児童委員等関係機関と連携を図りながら協議し、必要な支援に繋がっています。また、すべての子どもが安心して暮らすため、妊婦・子育て世代を対象に妊娠届時から切れ目なく身近で相談に応じる体制を強化し、早期発見、早期対応に取り組んでいます。

学校教育においては、子どものいじめ、不登校、問題行動への対応として、児童生徒へのHyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）等アンケート実施、児童生徒の学習や生

活適応の支援をするための教員の配置、スクールカウンセラーや教育相談員による相談事業の充実を図り、問題の未然防止や早期発見、早期対応に取り組んでいます。

いじめについても、早期発見、早期対応できるよう学校全体で取り組んでいます。不登校については、全国・県と同様に増加傾向にあり、また予備軍と思われる子どもも増加しています。その他にも、加配教員の配置など発達障がい等、障がいのある子どもや保護者への支援の充実にも学校や関係機関で取り組んでいます。家庭との連携や対応の難しさが課題となっています。

家庭における子育てについて、本町では、平成 19（2007）年度から「10 秒の愛キャンペーン」〔平成 28（2016）年から「10 秒の愛～やさしさの貯金～」に変更〕として、忙しい毎日の中でも子どもとのふれあいを大切に、ほんの 10 秒でも子どもと向き合おうという取り組みを行っています。また、こども園・保育園、小中学校等で「家庭教育講座」を実施し、保護者に子どものかかわり方や子育てについて大切なことを学ぶ機会を提供しています。

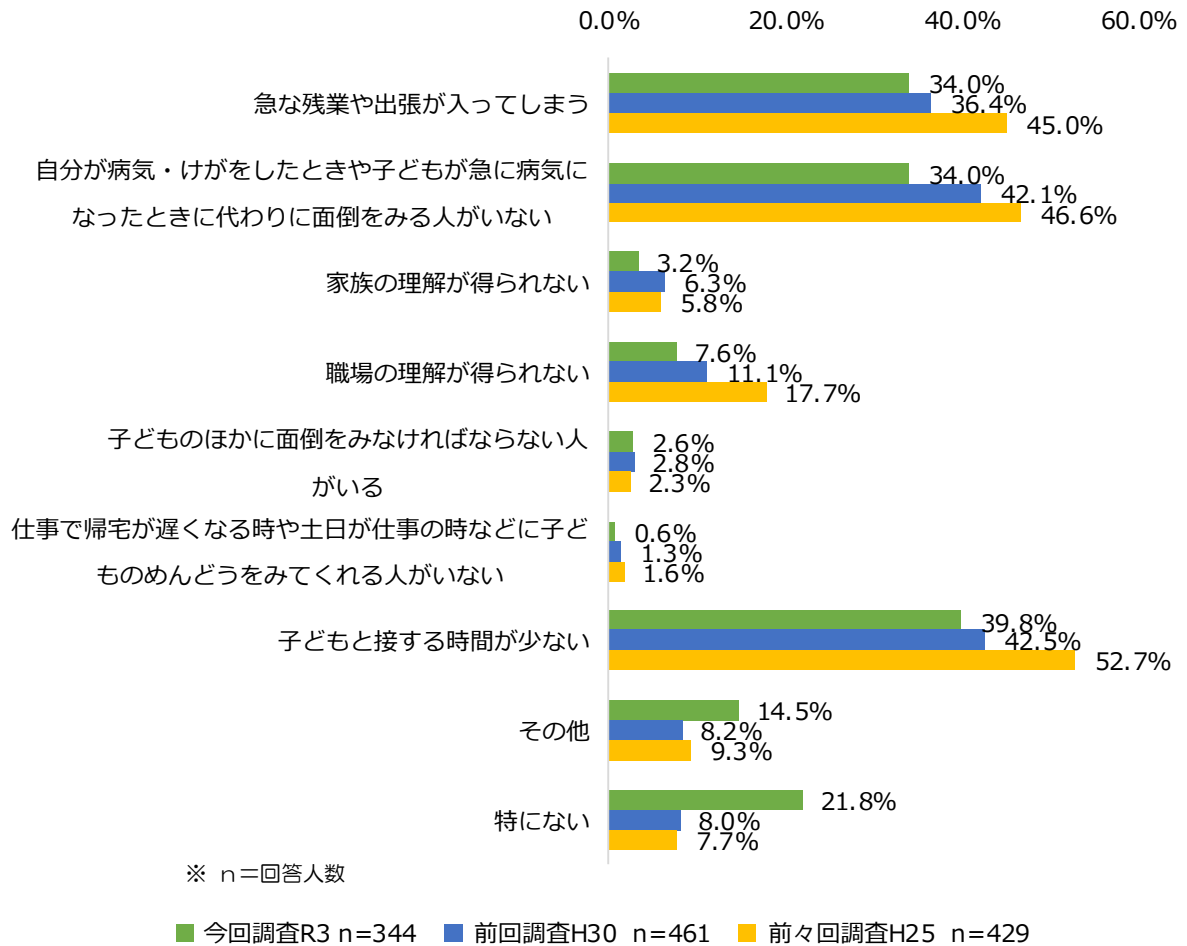
町が実施している「町子ども・子育てに関するニーズ調査」の中で、「仕事と子育てを両立させる上で大変なこと」の問いに対し、「急な残業や出張が入ってしまう」「自分が病気の時や子どもが急に病気になったときに代わりに子どもを見る人がいない」「子どもと接する時間が少ない」の回答が、常に上位になっています（図 1 参照）。親子の愛着形成は、子どもが健やかに成長する上で大切な土台であるため、家庭における育児や親子のふれあいの時間が十分に持たれるよう、長時間労働の見直しや、男性の育児休業の取得等について、事業所等に働きかけを行うなど、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進が求められています。

※1 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。（また、同様のケアをする 18 歳から 30 歳くらいまでの青年は「若者ケアラー」と呼ばれている。）

図1 「町子ども・子育てに関するニーズ調査」就学前児童保護者対象調査（令和3年）

問10 仕事と子育てを両立させる上で大変なこと（複数回答可）



【施策の基本的方向】

1 子どもの健全育成の推進

- (1) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない保護者支援を基本とし、多機関で連携し、保護者の相談体制を充実するなど、子どもの心身の健やかな発育・発達を支援します。
- (2) 地域における子どもたちの居場所づくりをはじめ、体験活動や異世代間・地域間の交流活動の充実や社会参加の促進を図るとともに、子どもたちの見守り活動の実施など、青少年の健全育成及びよりよい社会環境づくりを推進します。
- (3) 地域・学校・こども園等と連携して、講演会等を開催し、保護者に子どもとのかかわり方や子育てについて大切なことを学ぶ機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。
- (4) 要保護児童対策地域協議会における関係機関の相互連携と協力体制を充実し、支援の必要な児童や家庭に対し必要な支援を行います。

2 発達支援・特別支援教育の充実

- (1) 児童生徒一人ひとりの障がいの状態に即した指導を行うことができるよう、必要に応じて特別支援学級や通級指導教室を設置します。
- (2) 学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）等、発達障がいのある児童生徒のために通常の学級においても、医療機関やLD等専門員等の関係者と連携して、それぞれの特性に応じた支援を行っていきます。

3 いじめ、不登校等に対する施策

- (1) いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処ができるよう、「琴浦町いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進し、学校における人権教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動のさらなる充実を推進していきます。また、学校・家庭・地域の連携協力による取り組みや啓発を推進していきます。
- (2) 小・中学校では支援会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談の体制の充実や、教職員への研修等の充実を図っていきます。
- (3) それぞれの子どもの状況を把握し、タブレットを活用した自宅学習やフリースクールへの通学など教育を受ける権利を保障し、多様な学習活動が選択できるよう情報提供と支援をします。

4 児童虐待防止への取り組み

- (1) 家庭内や地域で孤立した子育てにならないように、子育てに関する相談機関の周知や家庭・地域・学校・こども園等との連携強化を図り、子育て支援体制の充実を図ります。
- (2) 児童虐待について予防・早期発見・早期対応を行い、子ども一人ひとりの人権を保障する取り組みを充実します。

5 子どもの貧困対策

経済的に困窮する世帯への支援や奨学金制度の実施、関係機関への情報提供などにより家庭の負担を軽減し、子どもが安定した生活を送り、安心して学習に取り組めるよう支援します。

6 子どもの権利・意見の尊重

- (1) 当事者である子どもの意見を政策に取り入れ、反映できるよう必要な取り組みを行います。
- (2) 園や学校で、子どもの意見や意思が尊重されるよう、子どもの権利や人権について理解するための研修を行います。

3 高齢者の人権



基本目標：高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

【現状と課題】

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の超高齢化社会となっています。このような中、本町における高齢化率は、令和2（2020）年に36.4%となり、令和7（2025）年には38.4%になると推計しています。また単身高齢者世帯割合は、平成17（2005）年の11.9%から令和2（2020）年には19.3%へ推移し、15年間で7.4%増加しました。高齢者世帯割合も平成17（2005）年の10.2%から令和2（2020）年の34%へ推移し、15年間で23.8%の増加となり、高齢者の社会的孤立が心配されています。

平成3（1991）年の国連総会において、高齢者の人権を保障するため「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5つの基本原理と18の原則をまとめた「高齢者のための国連原則」が決議されました。また、この原則を普及、促進させるため平成11（1999）年を「国際高齢者年」とし、取り組みが行われました。この間我が国でも、平成7（1995）年には「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年、同法を受けて「高齢社会対策大綱」が策定され、総合的な施策推進が図られてきました。

また、平成12（2000）年には介護保険制度がスタートしました。本町においても「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、3年ごとに見直しを行いながら、介護予防と介護問題解決のため、計画的に施策を推進しています。高齢者が孤立せず安心して地域の中で生活できるよう、高齢者のニーズに応じた福祉・介護サービスを充実し、民生・児童委員等による見守りや社会参加への支援等を行い、地域とのつながりの場や、高齢者の生活を手助けする支援体制の整備を推進していく必要があります。

高齢化が進む社会状況の中、介護者による身体的・心理的虐待や、家族等により本人の財産が無断処分されるなどの経済的虐待などが、大きな社会問題となっています。介護保険制度開始とともに、認知症など自身で適切な判断ができない人の意思意向を尊重し、生活を支援する「成年後見制度」が制定されました。

また、平成18（2006）年には高齢者の尊厳を守るため、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。虐待は、家庭内や施設内で起こることから、表面化しにくい現状があります。早期発見と相談体制の整備を図るとともに、より一層の関係機関連携により対応していくことが必要です。

就労においても高齢者を取り巻く社会には年齢制限など、高齢者の豊かな知恵、経験、技術が活用されない就労状況があります。本町が、令和4年度に実施した、町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中で、「家庭や地域で役割や仕事、楽しみがあるか」の問いに対し、一般高齢者の25.8%、要支援認定者^{※1}の68.8%が「ない」と回答しています（図1参照）。人生100年時代を見据えて高齢者への学習、趣味、教養活動の機会の提供や社会参加機会の整備、就業支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加へのさまざまな取り組みが必要です。

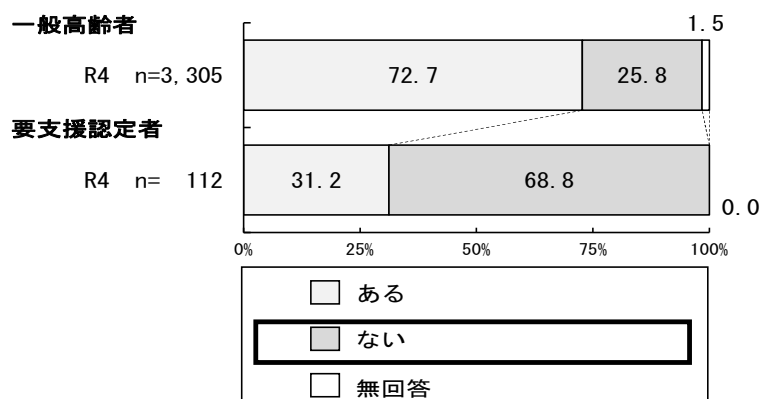
※1 要支援認定者

日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する人。

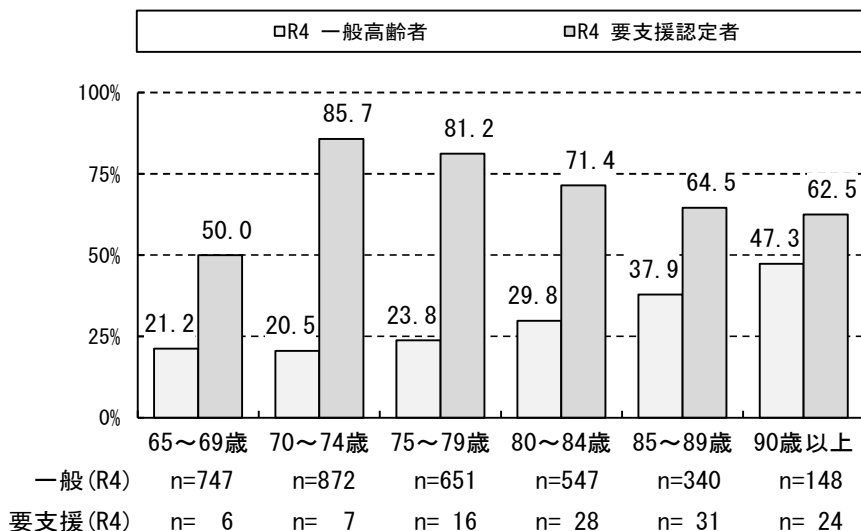
図1 家庭や地域で役割や仕事、楽しみがあるか。

【町介護予防・日常生活圏域二一ズ調査】（令和4年）

※ n=回答人数



家庭や地域で役割や仕事、楽しみがない



【施策の基本的方向】

1 社会参加、自立、生きがいづくり

- (1) 高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を活かして積極的に社会参加し、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりを進めます。
- (2) 高齢者が主体性を持って社会参加できるような意識啓発や、実社会の担い手として活躍することができるよう雇用環境等の整備を推進していきます。

2 福祉・介護サービスの充実

- (1) 寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、認知機能や身体機能の低下を予防し、高齢者の活動的な生活を支援します。

(2) 地域包括支援センターで把握された地域課題を共有・検討するため、医療機関、介護サービス施設・事業者等の専門機関や、生活上のさまざまな相談に応じ適切な支援やサービスへのつなぎ役である民生・児童委員やボランティア等の住民組織が連携して地域で支え合い、地域課題の解決を図っていきます。

3 権利擁護体制の充実

高齢者本人やその家族が介護や権利擁護などについて相談できる場所の確保、相談体制の充実を図ります。また、虐待が発生した際の高齢者の安全確保のための方策、成年後見制度のさらなる普及啓発を行っていきます。

4 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

(1) 単身の高齢者が増加していく中、高齢者が地域で安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所や民生・児童委員などによる見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。

(2) 振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

4 障がいのある人の人権



基本目標：障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、各種施策を推進していくとともに、社会のすべての人々がさまざまな障がいについて理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

我が国では、昭和 45（1970）年に障がい者施策を総合的に推進するため「心身障害者対策基本法」が制定され、平成 5（1993）年には障がいのある人の自立と社会参加を図ることを目的とした「障害者基本法」へと改められました。この基本法は、昭和 56（1981）年「国際障害者年」や昭和 58（1983）年からの「国連障害者 10 年」の成果を反映したもので、障がいのある人の「完全参加と平等」が法文化されました。その後、平成 16（2004）年の改正では障がいを理由とする差別禁止の理念が明記され、平成 23（2011）年には障がいの有無に関わらず共生することができる社会の実現をめざすことや、合理的配慮の概念を盛り込んだ改正が行われました。

平成 25（2013）年には、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることをめざし、「障害者差別解消法」が成立し、平成 28（2016）年施行されました。この法では、行政機関や民間事業者に対し、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止するとともに、社会的障壁に対する合理的配慮についても対応を義務化しています。このような法整備等により、平成 18（2006）年の国連総会において採択され、平成 20（2008）年に発効された「障害者権利条約」を、我が国も平成 26（2014）年に批准しました。

本町においては、「琴浦町障がい者計画」を策定し施策を推進しています。平成 28（2016）年には「第 2 期琴浦町障がい者計画」を策定し、個々のニーズに対応した相談支援体制や各種福祉施策の充実を図るとともに、生活環境のバリアフリー化の推進、就業支援、差別の解消等、さまざまな施策に取り組んでいます。

また、平成 25（2013）年には、県立琴の浦高等特別支援学校が開校し、多くの町民が学校を訪問するなど、学校と地域のつながりが深まっています。また、現場実習や地域活動をとおして地域との交流も進み、障がいや障がいのある人への理解へとつながっています。

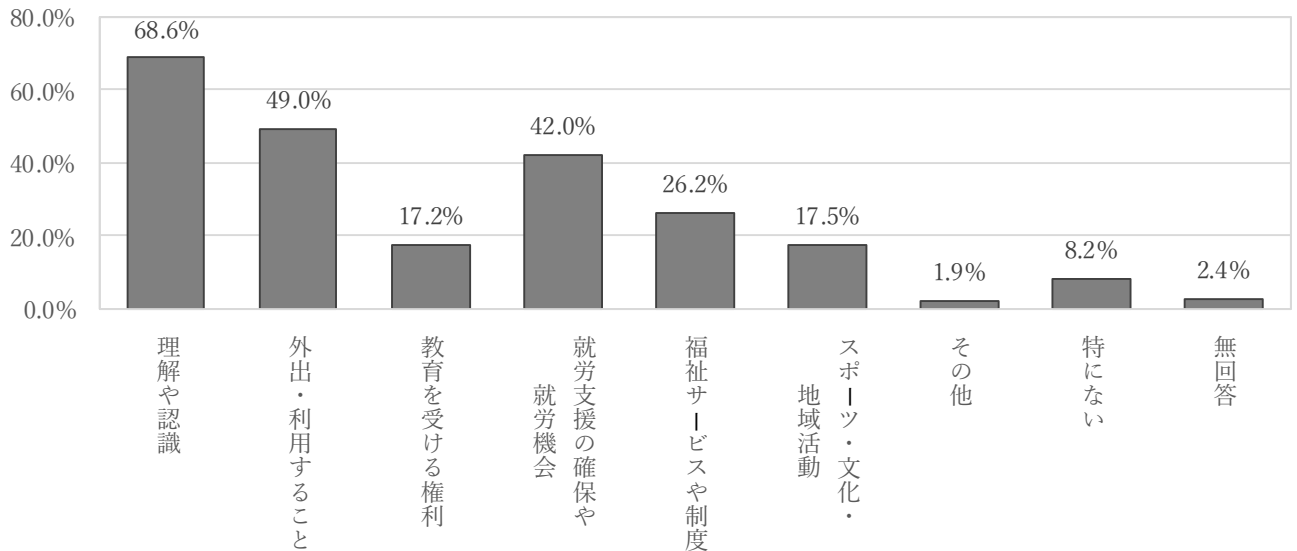
令和 4 年（2022）年に県が実施した「鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査」の県全体の調査結果からは、差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことが「ある」または「たくさんある」と答えた人の割合が、前回調査 23.1%から 12.5%に減少しました。しかし、さまざまな障がいについての周囲の理解や配慮を求める声や、受けられるサービスがわかりにくい等、多くの意見があります。

町の意識調査でも、「障がいのある人の人権に関することで、あなたは現在どのような人権課題があると思いますか。」という質問に対し、全体では、「理解や認識が十分でない」68.6%、「外出・利用することが困難」49.0%、「就労支援の確保や就労機会」42.0%となっています（図 1 参照）。

その他にも社会の中では、障がいのある人が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害されたり、生命、健康、生活が損なわれるなどの、虐待事象が発生しています。障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加を進めていくには、虐待を防止していくことが重要であることから、平成 24（2012）年に「障害者虐待防止法」が施行されました。

今後も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、障がいに対する理解を進め、差別・偏見の解消、虐待防止等の啓発活動や研修を継続していく必要があります。

図1 「障がいのある人の人権に関することで、あなたは現在どのような人権問題があると思いますか。」
【第3回町人権・同和教育に関する意識調査】（令和元年）



【施策の基本的方向】

1 障がいのある人への理解

- (1) 障がいの有無に関わらず、すべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、さまざまな機会を通して障がいのある人が抱える多様な課題について認識を深め、障がいのある人に対する理解を深めます。
- (2) 「障害者差別解消法」に基づき、必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、国や県と適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向け取り組みます。

2 地域生活への支援の充実

障がいのある人が安心して暮らせる社会をつくるためには、福祉サービスの充実とともに、地域における支え合いが必要です。隣近所や民生・児童委員などによる見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。

3 雇用・就労の支援と社会参加の推進

- (1) 障がいのある人が生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。
- (2) 事業主に対し、障がいのある人の雇用の促進と、一人ひとりの特性を理解し働きやすい職場環境づくりや支援を行うための研修の実施について啓発します。

4 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

- (1) 障がいのある人やその家族の方に対し、受けられる福祉サービスや相談窓口のわかりやすい周知に努め、関係機関と連携して相談者の立場に立った支援に努めます。

- (2) 障がいがあることによって発生するさまざまな課題や権利侵害を防ぎ、可能なかぎり自立した生活が送れるよう支援します。

5 部落問題



基本目標：部落問題解決への主体的な取り組みを推進し、部落差別のない社会の実現

【現状と課題】

部落問題は、我が国の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、現代社会においても、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活のうえでいろいろな差別を受けるといふ我が国固有の重大な人権問題です。

部落問題については、昭和40（1965）年8月11日、同和対策審議会は、部落問題の本質について「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位に置かれ、現代社会においても、なお、いちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と述べ答申しました。

その後、昭和44（1969）年7月10日、被差別部落住民の社会的、経済地位の向上を不当に阻む諸要因を解消するという目標をもった同和対策事業特別措置法が制定されました。以来、33年間、部落問題の解消は国の責務であり、国民的課題と位置づけられ、実態的差別及び心理的差別の解消をめざし、生活環境の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実（進路保障）等を図るためのさまざまな施策が取り組まれました。特別措置法は、平成14（2002）年3月に終了しましたが、その後も部落問題の解決に向け、継続して取り組みを進めてきました。

しかし、これまでの取り組みで被差別部落内の諸環境の整備等は改善されてきてはいるものの、依然として、被差別部落かどうかの土地の問い合わせなどが、県に報告されているほか、インターネット上では、個人情報掲載、被差別部落の地図や「部落探訪」等の部落差別を煽る動画が公開され続けています。偏見や差別に基づくこうした行為は、当事者の人格や尊厳を傷つけるものであり、身元調査や被差別部落の所在調査に悪用され、被差別部落に住むことや、結婚などに対する、忌避意識・忌避行動にもつながり、差別の助長、拡散となる許しがたい行為でもあります。

このような状況を踏まえ、国は現在も部落差別が存在していることを認め、平成28（2016）年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、部落差別解消推進法）」を施行しました。

本町が令和元（2019）年度に実施した「第3回琴浦町人権・同和教育に関する意識調査（以下、意識調査）」の「あなたは過去5年間で部落問題に関する差別的な発言や行動を、直接見聞きしたことがありますか。」という質問に対して回答者の5人に1人（20.4%）が何かしらの差別的な言動を直接見聞きしており、平成26（2014）年度に実施した前回調査（23.2%）と比べてもあまり変化していない現状があります（図1参照）。「その見聞きした差別的な発言や行動は、次のうちどれですか。」の質問からは、「地域や職場、学校、家庭内」は、前回調査より18.4%減少していますが、「ネット上での表現」については、前回調査より13.6%増加しており、今後も増加していくことが予想されます（図2参照）。また、「部落問題をどんなときに気にしますか。」という質問では、日常的な人間関係についてはあまり気にしていないが、結婚や財産（土地）購入などの自分の属性に関わる場合に気にしている人が一定数いる実態があります（図3参照）。

「部落問題を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか。」の質問については、「教

育・啓発活動を推進」が全体で 50.6%と最も多く、次いで「相談体制を充実」が 22.2%となっています（図 4 参照）。

部落差別の解消に向け、本町においても部落差別解消推進法に基づいて今後も継続して部落問題の理解の普及と啓発を着実に進めていく必要があります。

図 1 「あなたは、過去 5 年間で部落問題に関する差別的な発言や言動を、直接見聞きしたことがありますか。」 「第 3 回町人権・同和教育に関する意識調査」（令和元年）

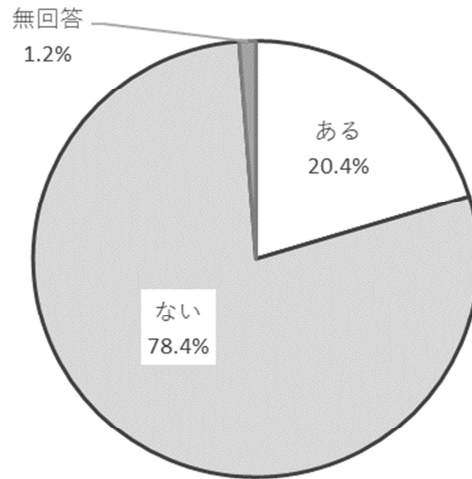


図 2 「その見聞きした差別的な発言や行動は、次うちどれですか。」

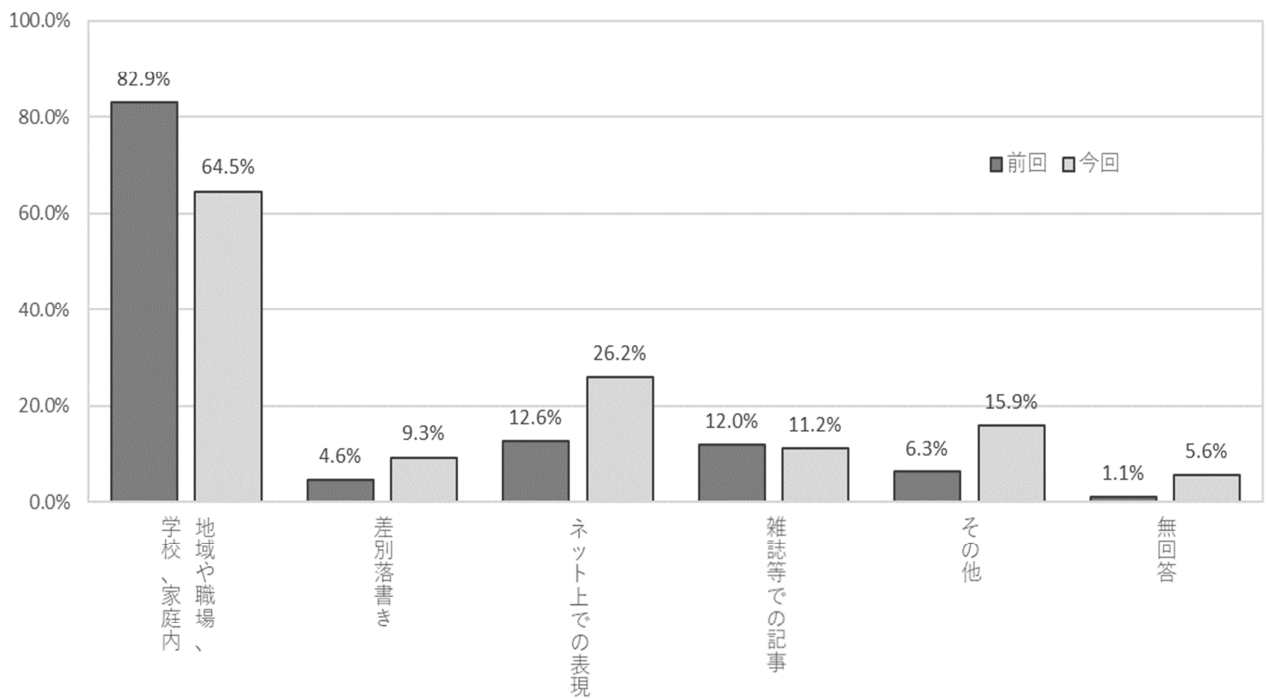


図3 「あなたは、部落問題をどんなときに気にしますか。」

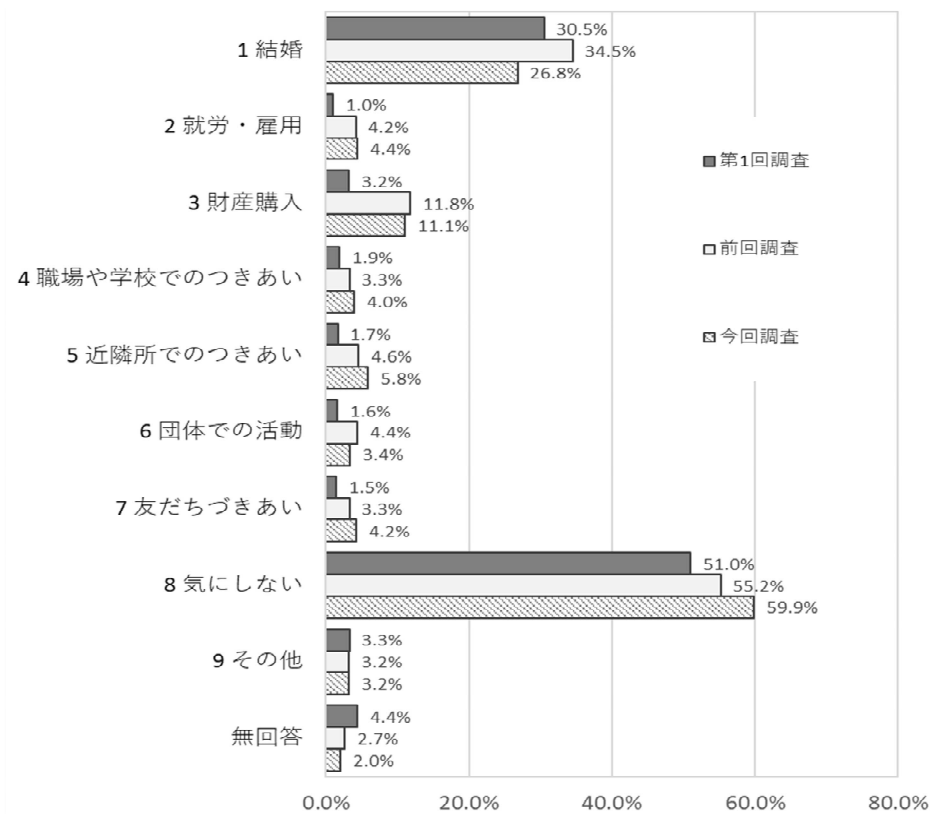
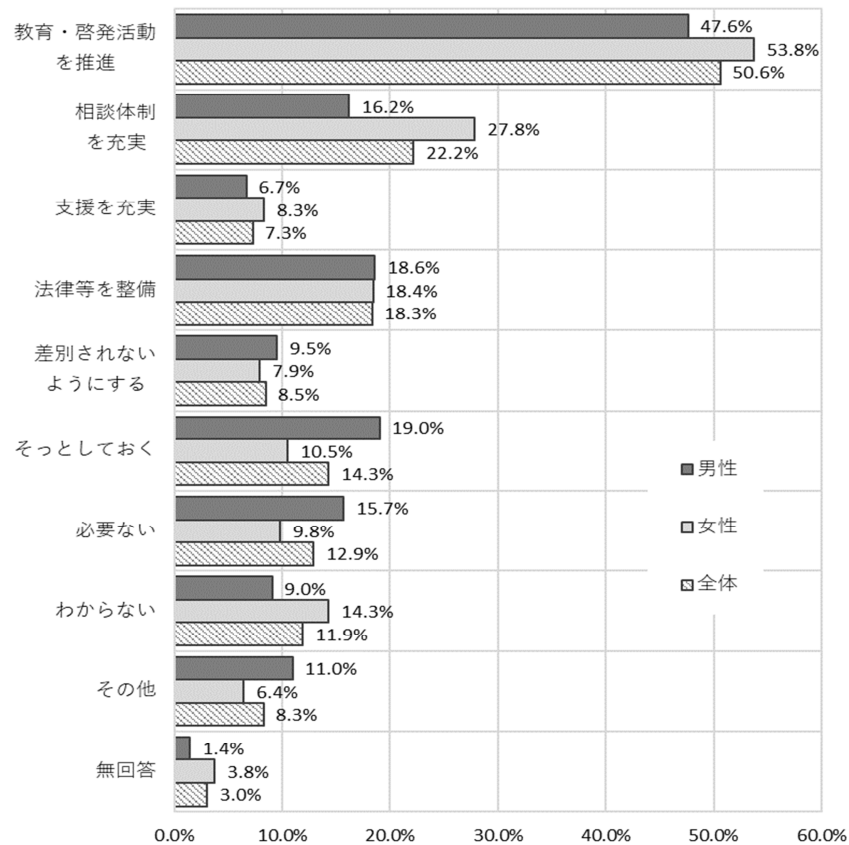


図4 「あなたは、部落問題を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか。」



【施策の基本的方向】

1 部落問題の正しい理解

- (1) 部落問題の理解を深め、人権意識の普及・高揚に向けた教育及び啓発活動を、町民や人権に関わる団体等と協力しながら推進します。
- (2) 町民一人ひとりが部落問題を自らの課題として捉え、部落差別の解消に向けた行動化につながるよう学習機会の提供と啓発の推進に努めます。
- (3) 学校教育の充実と教職員の人権教育の実践力を高めるため、教職員の研修に努めるとともに、保護者の研修の推進に努めます。

2 発達段階に応じた教育・啓発の推進

こども園・保育園、小中学校において、子どもたちの発達段階に応じた人権教育を推進します。

3 文化センター事業の取り組み

文化センター事業を通じ、周辺地域も含めた地域社会の福祉の向上や、人権啓発のための住民交流を図っていくとともに、部落問題の解決に向け必要な取り組みを行います。

4 差別の解消に向けた取り組み

- (1) 相談窓口の周知に努め、差別的な扱いをされた人に寄り添い、関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- (2) 差別事象が発生した場合は、「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づき、速やかに事実関係を把握し、再発防止への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討します。
- (3) インターネット上で、差別を助長・誘発する目的で、特定の地域を被差別部落であると公開するなどの書き込みを確認した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めます。
- (4) 身元調査などを目的とした、戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために「本人通知制度」の周知に努めます。



6 アイヌ民族の人権

基本目標：アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現

【現状と課題】

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

令和元（2019）年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められ、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進することになっています。

今後も先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

【施策の基本的方向】

1 アイヌの人々に対する理解

- (1) アイヌの人々に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、国や県等の関係機関と連携を図り、啓発及び相談支援等の取り組みを推進していきます。
- (2) アイヌの人々に対する理解の促進、文化の振興、地域・産業及び観光の振興、多様な文化との交流促進について、理解と認識が深まるようアイヌの文化・歴史等の普及・啓発を推進していきます。

7 外国にルーツがある人の人権



基本目標：国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・安全に暮らしていける社会の実現

【現状と課題】

今日、日本を訪れる外国人は増加の一途をたどっており、地方においても、地域、学校、職場などさまざまな場面で外国にルーツがある人と接する機会が日常的になっています。その一方で、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人の問題や、民族、言語、宗教、生活習慣などの違いについての理解が十分でないことから、外国にルーツがあることを理由に、さまざまな差別事案が発生しています。このような偏見や差別をなくすために、互いの国の文化や生活習慣、歴史等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

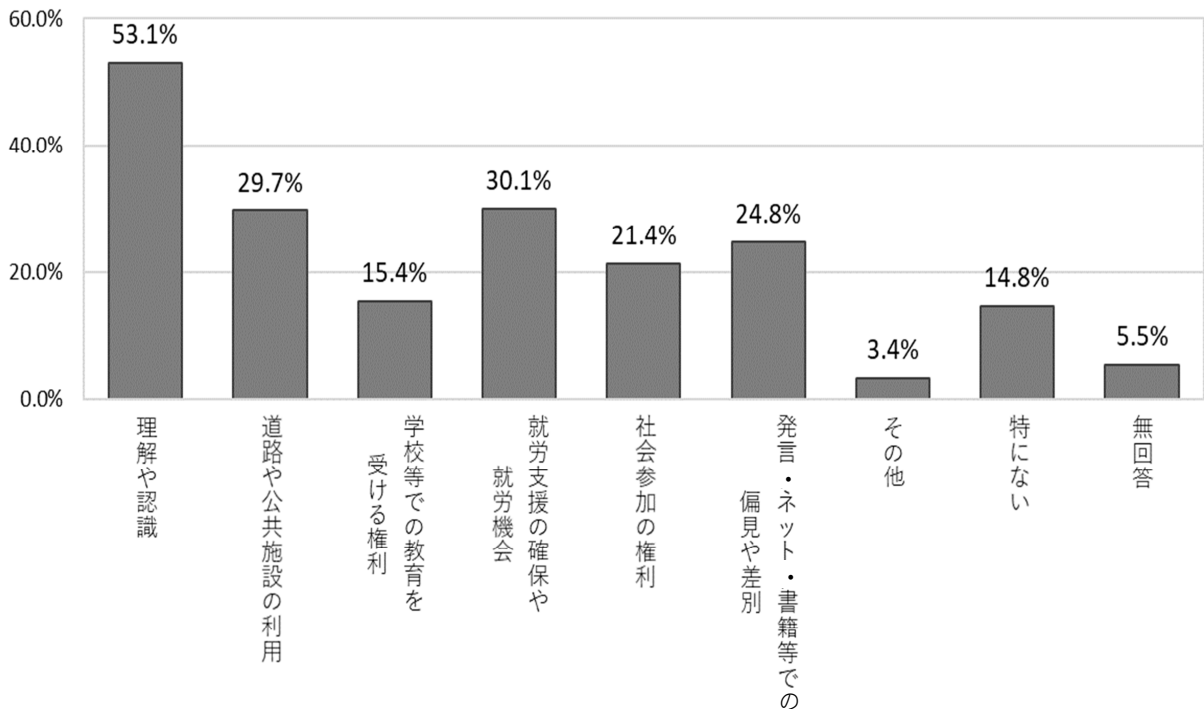
近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会問題となっています。ヘイトスピーチは、人間として対等かつ平等に生きる権利である憲法第14条の「法の下での平等」を侵害する行為です。ヘイトスピーチについては、平成28(2016)年6月に、脅迫的言動や著しい侮辱、排除の扇動などの「不当な差別的言動」は許されないとした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が成立し、施行されました。

本町の在住外国人は、過去の我が国による植民地支配など、さまざまな経緯により定住されるようになった方々、仕事や結婚等で来日され定住された方々、企業等が、東南アジア地域から受け入れている研修・技能実習生等さまざまです。外国にルーツがある人にとっても自国の文化や習慣は、人格形成の重要な一部分です。同じ住民として異なる文化を尊重し合い、共に生活していくことが大切です。

令和元(2019)年度に実施した意識調査の「あなたは、現在、日本に在住する外国人に対してどのような人権問題があると思いますか。」という質問に対して、「理解や認識」が53.1%と高く、次いで「就労支援・機会」30.1%、「公共施設の利用」29.7%という結果になりました。

今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、外国にルーツがある人と接する機会はますます増加することが予想されます。外国にルーツのある人(就労等で一時的に滞在している人も含め)の孤独・孤立を防ぎ、交流の機会の提供や地域に溶け込める支援を行い、人と人とのつながりをつくる取り組みが求められます。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、それぞれの国の歴史・文化や価値観の違いを認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

図1 「あなたは、現在、日本に在住する外国人に対してどのような人権問題があると思いますか。」
「第3回町人権・同和教育に関する意識調査」（令和元年）



【施策の基本的方向】

1 国際理解・交流の推進

- (1) 異なる文化や、価値観の違いを認め合い、多様性への理解を深めるための啓発活動を実施します。また、広い視野で他国を理解し、平和的・友好的な交流ができるよう歴史学習についても取り組みます。
- (2) 園や学校においては、園児、児童生徒の国際理解を深めるため異文化交流の推進に努めます。
- (3) 町国際交流協会の交流イベント等の支援を行い、交流の機会の提供や国際理解を深める取り組みを行います。

2 生活情報提供・相談支援体制の充実

- (1) 外国にルーツがある人に対し、生活に必要な情報についてホームページの多言語化、わかりやすい日本語での表記などの配慮を行い、わかりやすく情報提供していきます。
- (2) 外国にルーツがある人が同じ住民としての権利とサービスを享受できるよう、権利の保障に努めます。
- (3) 外国にルーツがある人の人権や、日常生活を送る上でのさまざまな悩みや困りごとについて相談者の立場に立った適切な支援を行うとともに、日本語の習得については、鳥取県国際交流財団の日本語クラスを紹介するなど、関係機関と連携し相談支援を行います。

(4) 外国籍の児童生徒や、外国にルーツがある児童生徒に対し、学習支援員等を配置し学習及び学校生活の支援を行います。

3 社会参画の推進

(1) 外国にルーツがある人が自分自身も地域における対等な構成員であるとの認識を持ち、さまざまな活動に主体的に参加し、地域の担い手としてその能力を発揮することができるよう地域活動への参画促進に努めます。

(2) 企業に対し、採用の促進及び啓発の実施や就労に必要な教育機会の充実を要請していきます。

(3) 町内に暮らす外国人の実態把握に努め、外国にルーツがある人の人権を尊重するため、相互交流を図り、相互支援ができる団体育成を図ります。



8 病気にかかわる人の人権

基本目標：病気から生じるさまざまな人権問題が解消され、また患者本位の医療体制が構築された社会の実現

【現状と課題】

さまざまな病気や感染症等に対する知識や理解の不足から、日常生活・職場・医療現場など社会生活のさまざまな場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

私たちは今日も、さまざまな感染症のリスクにさらされており、特に治療薬やワクチンが未開発の感染症が発生した場合には、感染に対する恐怖や不安が人々をパニックに落とし、患者やその家族、医療従事者に対する不当な扱いを生じさせることがあります。実際、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、感染された方をはじめ、その家族、医療従事者等に対する不当な取り扱いや、インターネット上での誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別や嫌がらせが問題になりました。

近年はこの新型コロナウイルス感染症に関する人権問題が目立ちましたが、過去にも現在にもさまざまな病気によって人権侵害は起こっています。

例えば、ハンセン病については、国による隔離政策と官民一体となって行われた「無らい県運動」により、長年にわたり強制的に施設入所させられて地域や家族との関係を絶たれるという不当で苛酷な人権侵害が起こったことや、社会全体にハンセン病が恐ろしい病気であるという誤解を与え、差別や偏見を助長してきました。平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、長い強制隔離政策は終了しましたが、その後も偏見に基づく差別事象が発生しています。

ハンセン病の他、HIV感染やエイズ、梅毒などの性感染症、結核や肝炎など予期できない感染による病気、精神疾患、難病など、さまざまな病気において正しく理解されないまま病名から勝手なイメージが先行して、現代においても病気を由来とした偏見や差別が存在・発生しています。

さらに、超高齢化社会に入ったことで、高齢者人口の増加と共に、認知症患者の増加が社会全体の課題になっています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、令和5（2023）年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。認知症は高齢者だけが患うものではなく、若い世代でも発症することがあり、65歳未満の人が発症する認知症を「若年性認知症」と言います。認知症は高齢者が発症するもの、働き盛りの世代には関係ないと思っている人も少なくありません。若年性認知症は、家庭生活・社会生活にも大きく影響を与えるため、当事者も不当な扱いや疎外されることが心配で周囲に知られることを恐れ、相談しづらい現状があります。若年性認知症に関する知識はまだ普及途上であり、認知症になっても、生きがいをもち安心して地域で生活できる取り組みが必要です。

病気にかかっている人や家族の人権に十分配慮し、プライバシーの保護や治療に関する自己決定権も保障されることが必要です。さまざまな病気に関して、医療職以外の方々には正しく十分に知る機会がなかなか身近にないため、病気について相談できる環境があることや、正しい知識の普及啓発を続けて行くことが課題となっています。

【施策の基本的方向】

1 病気に対する正しい知識の普及啓発

- (1) 町民への病気に対する正しい理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすために関係機関と連携して啓発活動や講演会を実施します。
- (2) 病気にかかわるへの人権侵害の歴史にしっかりと目を向け、同じ過ちは二度と繰り返さないという強い覚悟と決意のもと、さまざまな病気に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。

2 病気にかかわる人の人権を守る取り組み

患者や関係者の人権について、関係機関と連携を図りながら相談窓口等の周知に努め、プライバシーの保護を徹底し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。

3 認知症関連施策の充実

- (1) 認知症に関する正しい知識や認知症の方に関する正しい理解を深めることができるよう啓発・広報等を行います。
- (2) 認知症の早期発見・治療ができるよう随時相談を受け付け、専門医の相談や医療機関等につなげます。
- (3) 認知症の方やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活に関する相談や、地域で支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。



9 刑を終えて出所した人の人権

基本目標：刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

【現状と課題】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態等についての関心と理解を深めていくことが必要です。

国では平成 29（2017）年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯防止推進計画が策定されました。本町も町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

【施策の基本的方向】

1 更生社会復帰に向けた取り組み

- (1) 「“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施します。
- (2) 犯罪や非行をした人が罪をつぐない、社会復帰することを支える更生保護に関わる団体等の各種活動を支援します。
- (3) 本人やその家族等からの相談を踏まえ、出所後直ちに必要な各種福祉サービスにつなげ、円滑に社会復帰できるよう、必要な支援を行います。

10 犯罪被害者等の人権



基本目標：犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちをかけるように興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、安心・安全な私生活が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等への権利や利益の保護を図るため、平成 17（2005）年 12 月に「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等基本計画」が作られました。毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの 1 週間を「犯罪被害者週間」として犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉または安心・安全な生活への配慮の重要性について理解を深めています。

地域における被害者支援への理解をさらに深めるためには、犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解をさらに深めていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

1 犯罪被害者等への理解の推進

プライバシー保護の観点から犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報を実施します。

2 犯罪被害者等に対する支援の推進

(1) 人権擁護機関と連携し、犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する相談支援など適切な対応を行います。

(2) 犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるなど大きな負担を負います。関係機関と連携し、専門家による心理的なケアや警察の犯罪被害給付制度につなげるなど、犯罪被害者等を支援していきます。

11 インターネットにおける人権



基本目標：誰もがインターネット上で人権を侵害されることなく、安心してインターネットを利用できる社会の実現

【現状と課題】

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、発信の匿名性を利用して、インターネットを悪用した行為が増えており、他人の中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）やインターネット版「部落地名総鑑」や全国の被差別部落を動画で公開する「部落探訪」等の出現、児童ポルノの流通による性的児童虐待等インターネット上でのさまざまな人権侵害が発生しています。

国においては、特に子どもたちの安全を配慮して、平成 21（2009）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を、またリベンジポルノ^{※1}等による被害の発生・拡大を防止するため、平成 26（2014）年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の特例及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」を施行しました。

しかし、インターネット上では、依然として、違法な情報や有害な情報が氾濫し、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われたり、デマやフェイク情報の流布が行われたりしています。特に SNS^{※2}上での誹謗中傷は、人の命を奪う事態まで引き起こしています。

こうしたことから、国では、令和 2（2020）年に「インターネット上での誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が取りまとめられました。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する理解を深めていくことが必要です。

※1 リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画などを、インターネット上で不特定多数の人に公開する嫌がらせ。

※2 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。狭義には、人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義される。代表的なものには、フェイスブック（Facebook）、エックス（X 旧 Twitter）、ライン（LINE）、インスタグラム（Instagram）などがある。

【施策の基本的方向】

1 ネットにおける人権の教育・啓発

情報の収集・発信における個人の責任や情報リテラシー^{※3}について理解を深めるための教育・啓発を行います。

※3 情報リテラシー

情報と識字（リテラシー）を合わせた言葉。情報を自己の目的に適合するように使用できる能力。

2 被害者等への相談支援の推進

- (1) インターネットにおける人権侵害について、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。

- (2) 県のネットモニタリングネットワークで県内の自治体と意見交換を行い、インターネット掲示板などのモニタリングを実施します。また、インターネットによる人権侵害の早期発見を図るため県と連携し、必要に応じて削除要請を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

12 北朝鮮当局による拉致問題等

基本目標：北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

【現状と課題】

拉致問題は、北朝鮮当局が日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去ったものであり、わが国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な人権侵害で許し難い行為です。被害者の方のもとより、その家族にとっても大変苦しい日々が続いています。

平成 14（2002）年、政府認定拉致被害者 17 名のうち 5 名とその御家族の帰国が実現しましたが、その他の被害者については、依然として安否不明のままです。また、このほかにも、拉致された可能性を排除できない人たちが多数います。北朝鮮は、平成 26（2014）年 5 月の日朝合意により、再調査を約束したものの、平成 28（2016）年 2 月に調査の全面的な中止を発表し、それ以降、拉致問題の具体的な進展は見られません。

国は、国際社会と連携しながら、北朝鮮当局による拉致問題等の人権侵害問題解決に向けて国民の認識を深めるため、平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を施行し、わが国の差し迫った重要な国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題であると明確化しました。

近年は、国際的にも関心が高まり、平成 26（2014）年 3 月には、国連の北朝鮮人権調査委員会が、拉致及び拉致被害者の置かれる環境を「人道に対する罪」と断定する最終報告書を公表し、国連人権理事会に提出しました。

鳥取県には北朝鮮当局により拉致された政府認定拉致被害者の松本京子さんをはじめ、拉致された疑いのある人がいます。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を願い、拉致問題の解決に向けた町内の機運を高めるため、私たち一人ひとりが強い関心を持って啓発活動を実施するなど、この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

1 国・県と連携した広報・啓発の推進

北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から同月 16 日まで）等において、国や県と連携して、拉致問題についての講演会、町報等への掲載、ポスターの掲示、町職員のブルーリボン着用等の啓発活動を行います。



13 生活困窮者の人権

基本目標：経済的な困窮など生活に課題を抱えている人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

【現状と課題】

生活に課題を抱え経済的に困窮している人は、地域社会からも孤立していることが多く、そのことが生活の課題解決を困難にしています。

生活に課題を抱え経済的に困窮している人の自立と尊厳を確保するため、経済的な自立だけではなく、日常生活・社会生活の自立も含めた支援が必要です。課題解決のためには、つながり合い、お互いに支え合う地域社会づくりが必要とされています。

貧困は生存権や教育を受ける権利など、人として生きる上での保障されるべき権利をおびやかすことから生活保護法に加えて、平成 27（2015）生活困窮者自立支援制度が導入されました。

派遣労働者等をはじめとする非正規雇用者や離職者は依然として多い傾向にあり、正規雇用の増加に向けての各種の補助制度や相談支援体制の充実・強化や住宅の確保など生活の安定のための支援が必要です。

【施策の基本的方向】

1 自立に向けた支援の推進

- (1) 困りごとのある人の相談を包括的に受け止め、複合的な課題を解決していくため、地域や関係機関の連携による包括的な相談支援体制の充実を図ります。
- (2) 自立に向けた社会参加や就労支援など、お互いに支え合える地域社会づくりを進めて、地域共生社会の実現を目指します。
- (3) 就労の支援に関しては、求職者に対し、しごとプラザ琴浦での就労相談を行うとともに、関係機関で求人企業とのマッチング支援を行います。
- (4) 就労に困難を抱えた人の相談支援については、生活困窮者相談員が関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、支援を行います。

2 生活困窮者の人権に関する教育・啓発

生活困窮者に対する、偏見や差別を解消し、正しい理解を促進するために、国・県と連携して教育・啓発を行います。

14 性的マイノリティの人権



基本目標：性的マイノリティの人たちが自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

【現状と課題】

LGBTQ（性的マイノリティの人の総称）※¹やSOGI（性的指向・性自認）※²に対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、性的マイノリティの人が学校や職場で生きづらさを感じていることなどの人権問題が発生しています。

このようなLGBTQやSOGIなどを理由とする差別的な扱いについては、人権としての認識が高まってきています。

しかし、理解はまだ不十分であるため、社会生活のさまざまな場面で人権侵害が生じています。そのため、偏見や差別を恐れて、カミングアウト（本人が他人に伝えること）することができない現実やカミングアウトした場合でも、それを受け入れる側がきちんと受け止める対応ができなかったり、打ち明けられたことを他言してしまったりする（アウトティング）という人権侵害によって周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。

国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分ではない現状を鑑み、令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」を制定しました。

まず、異性愛者など自らが持っている性の属性も多様な性のひとつであるという認識のもと、多様な性のあり方を多くの人が認識し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

県は、県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、令和5年10月から、「とっとり安心ファミリーシップ制度」を施行しました。この制度は、県が同性パートナーを家族として公的に証明し、県内市町村等と連携して行政サービスを提供する制度です。本町でも県と連携協力して、制度を活用した行政サービスが提供できるよう取り組みます。

※1 LGBTQ

「LGBTQ」とは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人）の頭文字をとったものである。

※2 SOGI

性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称である。この表現は、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現ではない。

【施策の基本的方向】

1 性的マイノリティに関する教育・啓発

LGBTQやSOGIなどを理由とする偏見や差別、いじめ等の人権侵害がないよう、多様な性について理解を深めるための教育及び啓発を推進します。

2 「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供

県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した、行政サービスを提供し、性的マイノリティの人やその家族が、安心して自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

3 相談支援体制の充実

性的マイノリティの人やその関係者からの相談に適切に対応するため、国、県、専門機関や医療機関等と連携した相談体制の充実に努めます。

15 災害等に起因する人権



基本目標：震災等の災害に起因する人権侵害及び偏見や差別をなくそう

【現状と課題】

我が国では、毎年全国各地で地震、台風、豪雨、豪雪、土砂災害など多くの災害が起きていますが、災害と人権問題は切り離せない関係にあります。

大規模災害では、避難生活を余儀なくされることとなりますが、被災者は避難所でも多くの困難に苦しみます。平成7（1995）年の阪神・淡路大震災以降、災害時の避難所運営における子どもや女性、高齢者、障がい者、外国人など支援や配慮を必要とする人々への配慮が行き届いていない状況や、女性に対するDVや性犯罪被害が問題になっています。平成23（2011）年、東日本大震災でもこの問題はクローズアップされました。

あわせて、災害に関する風評被害や広域避難者^{※1}に対する、いじめ、妬み、偏見や差別等の問題などの人権侵害を防ぐことも課題となっています。

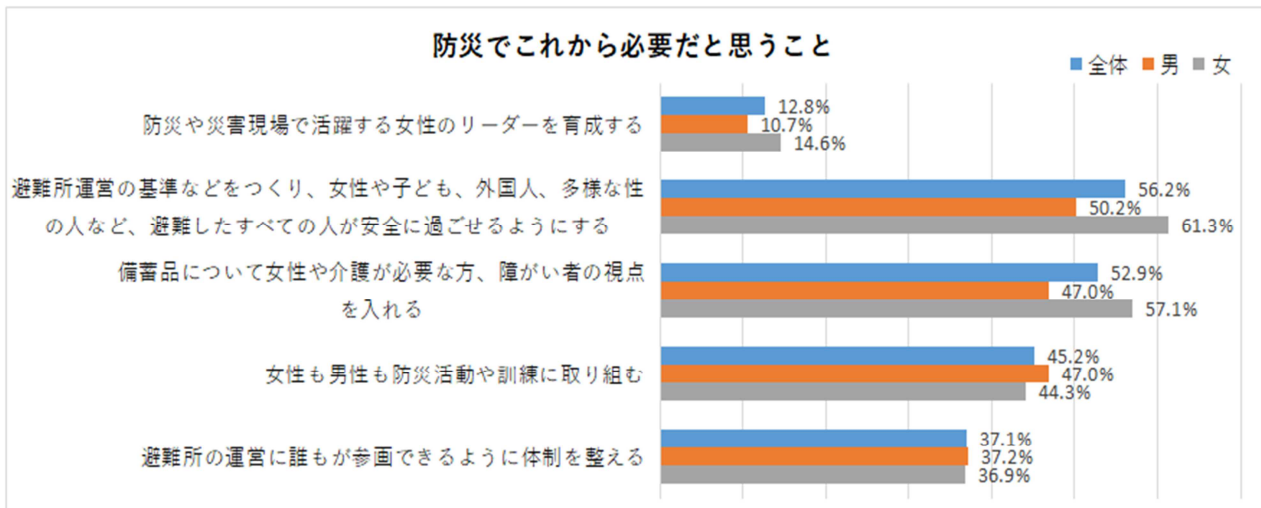
こうしたことから国は、平成17（2005）年の「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第3次男女共同参画基本計画」でも、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の多様な視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」ことを明示しました。

本町においても、「町地域防災計画」の基本方針に「女性、高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する人をはじめとする町民の多様な意見の反映」を位置づけ、災害時の応急対応や避難所等での救援対策について、被災者の人権に配慮した対策とするよう定めています。

また、災害発生時の避難所等に特に支援が必要な人をあらかじめ把握し、自主防災組織等地域と連携し、迅速かつ的確に支援を行うことができる支援体制を整えることが重要です。

※1 広域避難者

2011年に発生した東日本大震災など大規模な災害等により、今もなお全国に避難されている方々のように、遠方へ避難された方を「広域避難者」または「県外避難者」と呼ぶことがある。



【施策の基本的方向】

1 要支援者及び被災者への支援体制等の強化

- (1) 災害時に配慮が必要な方への支援が行えるよう、自治会や自主防災組織等と連携し、共助の取組を推進します。
- (2) 避難所の設備・備品・運営方針等に関し、さまざまなマイノリティ（少数者側）の人の視点を取り入れます。
- (3) 自治会や自主防災組織が行う防災に関する活動の支援を行い、地域防災力の向上を図ります。
- (4) 災害時における相談窓口を設置し、被災者の生活支援、自立支援を行います。

2 適切な情報提供及び教育・啓発

- (1) 災害時の情報伝達について、さまざまな伝達方法を検討・整備するよう努めるとともに、平時から情報伝達手段の広報を行います。
- (2) 被災者、被災地、広域避難者に対する差別や人権侵害、風評被害を起こさないよう、適切な情報提供や教育・啓発に努めます。

16 個人情報の保護



基本目標：個人情報の保護とプライバシーの権利が保障される社会の実現

【現状と課題】

私たちは、私生活上の事柄をみだりに第三者に公開されない法的権利を有していますが、個人情報の流出や漏洩は、これに反するものであり、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題です。

近年、情報化社会や情報通信技術（ICT）の進展により、民間部門においては、電子商取引の進展、顧客サービスの高度化が実現され、公的部門においても、行政サービスを向上させるため、コンピュータによる各種情報の処理、集積が不可欠となっています。

しかし、私たちの生活に豊かさや便利さがもたらされる一方で、コンピュータウイルスや不正アクセスによる個人情報の漏洩、インターネット上への個人情報の掲載など個人のプライバシーが著しく侵害される事象が多発しています。

また、平成27年（2015年）に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が施行され、国民一人ひとりに個別の番号が割り振られるなど、より一層の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

本町においても、職員一人ひとりが町民の個人情報を保護することは町民の人権を守ることであるという認識に立ち、利用目的を明確にし、必要な範囲内で正確な個人情報を適切に収集・管理し、業務を遂行することが強く求められています。

個人のプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のために最も重要なことであり、官民一体となって、個人情報の保護とプライバシーの権利が保障される社会の実現に向け、取組を推進する必要があります。

【施策の基本的方向】

個人情報保護の推進

- (1) 学校、地域、行政、企業などでのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。
- (2) 令和5年(2023年)4月から法体系が一元化され、「個人情報の保護に関する法律」の規定が直接地方公共団体に適用されました。個人情報ファイル簿^{※1}の作成・公表が義務付けられるなど、個人情報の取扱いに係る全国的な共通ルールが設定されることで、更なる個人情報の適正な取扱いに努め、個人の権利利益の保護を図ります。
- (3) 「住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度」について、広報紙やホームページ等により広く住民への周知に努め、住民票や戸籍謄本などの不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。

※1 個人情報ファイル簿

保有している個人情報ファイル(個人情報をデータベース化したもの)の名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する概略を記載した帳簿の事を指す。

17 その他の人権課題、新たな人権問題

基本目標：新たな人権問題の性質や状況に応じた施策の検討

【現状と課題】

情報技術の進展や社会情勢の変化など時代の流れの中で、解決すべき差別や人権の課題は複雑化・多様化してきました。社会的マイノリティの人たちへ向けられる些細な言動であるマイクロアグレッション^{※1}の問題や、複数の人権課題を抱える人たちの存在、いわゆる複合差別の問題も見落としてはいけません。社会にある差別を別々に切り分けて理解し分析しようとする視点からは、複合的に存在する社会の障壁と、それらの複雑な影響や不平等をなくすことは不可能です。さまざまな人権課題は互いに相関し、複合していることを考慮しながら施策を推進していきます。

日頃から自らの人権意識の高揚に努め、新たな課題に気づく知性や感性を養うことが大切です。そして新たな課題が発見されたときには、その課題を受け止め、解決の方策を探っていくことに努めます。

今後も、自然災害、疫病の流行、科学技術の進展に伴う社会状況の変化等により、新たな人権課題が発生していく中で、そのような課題を克服していくためには、まず、人権について一人ひとりが正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中での態度や行動に確実に根付くようになることが大切です。そして、お互いの人権を尊重し合うことの大切さが、社会全体に広く深く浸透していくことが重要です。

※1 マイクロアグレッション

マイノリティの属性を持つ人に対し、尊厳を傷つけたり、排除したりする言動。言葉の裏に、攻撃的なメッセージが隠されている。発している側に自覚のないことも、少なくない。

【施策の基本的方向】

新たな人権課題等に対する取り組みの推進

- (1) 社会情勢等の変化にともない、新たに出現した人権問題や、顕在化した人権課題の解決に向け必要な取り組みを行います。
- (2) 「町人権施策基本方針」を5年ごとに見直し、新たな人権問題及び課題について、計画に取り入れ、必要な施策を実施していきます。